

消費税は社会保障のために必要な財源か

元静岡大学教授・税理士 湖東京至
こうとうきょうじ

1 消費税法第一条2項のごまかし

民主党政権下で追加された第2項

わが国の消費税法第一条2項にはじつに奇妙な条文が書かれている。すなわち、「消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」とある。

この条項は平成24年（2012年）8月22日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づき挿入されたものである。それまでの消費税法第一条の見出しへは「趣旨」となっており、改正前の第一条には文字通り消費税法の趣旨である、「課税の対象、納税義務者、税額の計算方法……必要な事項を定めるものとする」とだけ書かれていた。その条文見出しへを「趣旨等」と改正し、

同条2項に件の条文を挿入したのである。

2012年8月は民主党政権下、野田内閣時代である。野田内閣は2010年（平成22年）に鳩山内閣時代に閣議決定された「新成長戦略—元気な日本復活のシナリオー」に基づき、2012年4月から法人税率を30%から25.5%に引き下げている。そして法人税減税にかかる財源として消費税の税率引き上げ（5%から10%）が既定路線となった頃である。そこで立法当局は税率引き上げに反対する国民を納得させるため、「消費税を社会保障給付に充てる」ことを条文に謳うことを思いついたのである。

目的税でもないのに第一条に使途を書くとは……

租税法条文の第一条は当該税法の趣旨ないし目的を規定するものである。所得税法、法人税法、相続税法、印紙税法しかりである。また酒税法第一条は「課税物件」との見出しつけ、「酒類はこの法律により酒税を課す」と規定している。

ヨーロッパでも、フランス付加価値税法のはじめの条文見出しへは「付加価値税の適用地域」とあり、「付加価値税の適用地域をヨーロッパ共同体加盟国等」と規定している（フランス租税一般法256条-0）。ドイツ付加価値税法（売上税法）第一条第1項も課税物件を規定している。

これに対し、目的税である入湯税は冒頭の条文に「……環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興…に要する費用に充てるため、……入湯税を課するものとする」と規定する（地方税法701条）。つまり入湯税は第一条に掲げた使途以外に使うことを禁じているのである。

何を間違ったのか消費税法第一条2項は、あたかも消費税を社会保障費以外に使うことを禁じた目的税の規定ぶりとなっているのである。だが、消費税は目的税ではなく法人税、

所得税と同様、一般財源に充てられるために徴収される税であることは何人も否定できない。この条項は実際には社会保障費に全額使われていないにもかかわらず、あたかも社会保障費のために徴収されている税であると偽っているものである。つまり完全なごまかし条項なのである。

恥の上塗り、財務省の「説明資料」

消費税法第一条2項にとんでもないことを書いたため、財務省は毎年予算の説明書に恥すべき付表を掲載している。^件文書は財務省主税局・理財局が発刊している「令和2年度予算及び財政投融資計画の説明、第201回国会（未定稿）」なるものの121頁に付表9として「消費税の収入（国分）及び消費税の収入（国分）が充てられる経費」として掲載されている。以下の囲み内に示すのがその付表である。

付表9 消費税の収入（国分）及び消費税の収入（国分）が充てられる経費	
[区分]	[令和2年度予算額]
(歳入)	
消費税の収入（国分）	174,838億円
(歳出)	
年金	131,335億円
医療	121,546億円
介護	33,838億円
少子化対策	30,388億円
	317,107億円

消費税収入（国分）は消費税収入から地方交付税交付金（法定率分）を除いた金額であり、消費税の収入予算の80.5／100に相当する金額である。

この付表を見て、「なるほど消費税は全部、年金などの社会保障費に充てられている」と納得する人がいるだろうか。消費税収入（国分）は17兆4,838億円あり、年金等の社会保障費は31兆7,107億円である。不足分14兆2,269億円はどのように手当てるのだろうか。当然、他の税収等を充てる以外ないではないか。つまり、社会保障費は消費税を含む歳入全体（国債収入を含む）で賄っているとするのが正解であり、この付表は財務省の思惑とは逆に、消費税が社会保障費に充てられていないことを証明しているものである。

また消費税収入の額を所得税収入に置き換えれば、「所得税は全額、社会保障費に充てられている」ことになってしまう。財務省は毎年、よくもこのような恥知らずの付表を示して平然としているのだ。こんな付表で国民をごまかせると本当に思っているのだろうか。

2 社会保障費を賄ってきたのは消費税より国債

消費税はすべて法人税・所得税の減税に使われたのか

私たちはしばしば「消費税は法人税・所得税の減税財源に充てられた」と指摘してきた。

その理由は消費税導入以後の31年間の法人3税・所得税・住民税の減税額が573兆円、これに対しこの間の消費税収（国及び地方分の合計）が397兆円だから、消費税はほとんど法人税・所得税等の減収額に消えたといえるからである。

ところで、消費税は法人税・所得税の減税で消えてしまい、社会保障費に全く使われなかつたのであろうか。否、消費税は一般財源として歳入の一部を占めているのであるから、一部は社会保障費に使われているはずである。では使われたとしたなら、いくら社会保障費に充てられたのであろうか。消費税導入以後、税収、財政構造がどのように変化し、社会保障費に使われたのはいくらかを、次の表1を見て解明しよう。

表1 国税収入と国債発行額、社会保障関係費の累年比較 (単位兆円)

年 度	税収合計	内消費税分	内法人税分	内所得税分	国債発行額	社会保障費	備 考
1988 年度	50.8	0	18.4	18.0	7.2	10.1	
1989	54.9	3.3	19.0	21.4	6.6	10.4	消費税 3%
1990	60.1	4.6	18.4	26.0	6.3	11.6	
1991	59.8	5.0	16.6	26.7	6.7	12.0	
1992	54.4	5.2	13.7	23.2	9.5	12.2	
1993	54.1	5.6	12.1	23.7	16.2	13.0	
1994	51.0	5.6	12.4	20.4	13.2	13.6	
1995	51.9	5.8	13.7	19.5	18.4	13.9	
1996	52.1	6.1	14.5	19.0	19.9	14.0	
89~96 小計	438.3	41.2	120.4	179.9	96.8	100.7	
1997	53.9	9.3	13.5	19.2	18.5	14.2	消費税 5%
1998	49.4	10.1	11.4	17.0	34.0	14.8	
1999	47.2	10.4	10.8	15.4	37.5	15.5	
2000	50.7	9.8	11.7	18.8	33.0	16.8	
2001	47.9	9.8	10.3	17.8	30.0	17.0	
2002	43.8	9.5	9.8	14.8	35.0	18.9	
2003	43.3	9.7	10.1	13.9	35.3	19.0	
2004	45.6	10.0	11.4	14.7	35.5	19.5	
2005	49.1	10.6	13.3	15.6	31.3	20.4	
2006	49.1	10.5	14.9	14.1	27.5	20.5	
2007	51.0	10.3	14.7	16.1	25.4	21.1	リーマンシ ヨック
2008	44.3	10.0	10.0	15.0	33.2	21.8	
2009	38.7	9.8	6.4	12.9	52.0	24.8	
2010	41.5	10.0	9.0	13.0	42.3	27.3	
2011	42.8	10.2	9.4	13.5	42.8	28.7	
2012	43.9	10.4	9.8	14.0	47.5	28.9	
2013	47.0	10.8	10.5	15.5	40.9	29.1	

97~13 小計	789.2	171.2	187.0	261.3	601.7	358.3	
2014	54.0	16.0	11.0	16.8	38.5	30.5	消費税 8%
2015	56.3	17.4	10.8	17.8	34.9	31.5	
2016	55.5	17.2	10.3	17.5	38.0	32.0	
2017	58.8	17.5	12.0	18.9	33.6	32.5	
2018	60.4	17.7	12.3	19.9	34.4	33.0	
14~18 小計	285.0	85.8	56.4	90.9	179.4	159.5	
2019	60.2	19.1	11.7	19.1	32.7	34.0	消費税 10%
2020	63.5	21.7	12.0	19.5	32.5	35.8	
19~20 小計	123.7	40.8	23.7	38.6	65.2	69.8	

- (1) 本表は、財務省 2020 年 11 月発表「税収に関する資料」、厚労省 2013 年 3 月発表「社会保障関係参考資料」、会計検査院 2020 年 11 月発表「社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について」、などにより湖東が作成した。社会保障関係費とは、年金、医療、介護、少子化対策、生活保護等の国庫負担額であり、給付額ではない。
- (2) 2018 年度までの数値は決算額、2019 年度、2020 年度の数値は予算額である。
- (3) 国債発行額は建設国債と特例国債（赤字国債）の合計額である。
- (4) 税収合計欄は消費税、法人税、所得税のほか、相続税、酒税などを含む税収合計であり、本表の消費税、法人税、所得税の合計額とは一致しない。

消費税を導入しても、ほとんど社会保障費に使われなかった

表 1 は消費税が導入された 1989 年度から 2020 年度までの税収と国債発行額の状況、それに社会保障関係費を一覧に示したものである。まず、表 1 から消費税収入が社会保障関係費にストレートに反映していないことを確認しよう。表の一番上、消費税導入前年の 1988 年度の社会保障関係費は 10.1 兆円であった。それが消費税導入後の 1989 年度は 10.4 兆円と 0.3 兆円しか増えていない。一方、導入初年度、1989 年度の消費税収は 3.3 兆円だから、ほとんど社会保障関係費に使われていないことがわかる。

もう少し長い期間で見てみよう。1989 年度から 1996 年度までの 8 年間の消費税収は 41.2 兆円になるが、この間の税収合計は 438.3 兆円、これに同期間の国債発行額 96.8 兆円をプラスすると 535.1 兆円。消費税収の歳入全体に占める割合は 7.7%。この期間の社会保障関係費は 100.7 兆円であるから、その 7.7%、およそ 7.8 兆円が消費税から充てられた額と見ることができる。つまり、消費税は一般財源として国庫に入るのであり、また「金にしる^{カキ}しない」から消費税収がいくら社会保障関係費に充てられたか見積もることはできない。もし見積もるとしたら上に示したように、社会保障関係費についても収入比で按分する以外方法はない。

国債発行額を見てみよう。1988 年度の発行額は 7.2 兆円であった。1989 年度に 6.6 兆円に下がるが、1993 年度には 16.2 兆円と急増している。そこで 1988 年度の 7.2 兆円を基準にして 1996 年度までの 8 年間の増加額をみると、39.2 兆円となっている。一方、法人税について 1988 年度の税収 18.0 兆円をベースとしてみると 1996 年度までの減収額は 23.6 兆

円になる。

このように見てみると、消費税の導入直後から税率が 5%に引き上げられるまでの 8 年間は、消費税、国債発行額がそれぞれ増えているものの、法人税は年を追うごとに減収になっており、また所得税も 1992 年から減収に転じている。とりわけ国債発行額は 1993 年度から急増しているから、社会保障関係費の増額分の主要な部分は国債発行額で賄われているといえよう。

消費税は歳入比の 7.7%→12.3%→18.4%→21.6%、国債の歳入費は 18.0%→43.2%→38.6%→34.5%でダントツ

つぎに消費税の税率が 5%に引き上げられた 1997 年度から 8%になる 2013 年度までの 17 年間を見てみよう。この 17 年間の税収合計額は 789.2 兆円、これに同期間の国債発行額 601.7 兆円をプラスすると 1,390.9 兆円になる。同期間の消費税収入額は 171.2 兆円でその歳入全体に占める割合は 12.3%。この期間の社会保障関係費は 358.3 兆円であるから、その 12.3%、44 兆円が消費税から充てられた額と見積もることができる。

この期間は 2008 年～2009 年にかけてリーマンショックによる税収の落ち込みがあり、国債発行額が急増しており、歳入に占める割合は 43.2%になっているのが特徴的である。一方、法人税・所得税とも減収を続けており、過増する社会保障関係費を中心的に担っているのは国債発行額であることがわかる。

消費税率が 8%に引き上げられた 2014 年度から 2018 年度までの 5 年間を見てみよう。この間の税収合計は 285 兆円、これに同期間の国債発行額 179.4 兆円をプラスすると 464.4 兆円になる。同期間の消費税収入は 85.8 兆円でその歳入全体に占める割合は 18.4%。この期間の社会保障関係費は 159.5 兆円であるから、その 18.4%、29.3 兆円が消費税収入から充てられた額と見積もれる。

この期間は、冒頭に述べた消費税法第一条 2 項が挿入された後であるが、消費税の全額が社会保障費に充てられることはなく、この期間においても、国債発行額が歳入の 38.6%を占めているから、社会保障関係費を支えた一番の担い手は国債であるといえよう。

消費税の標準税率が 10%に引き上げられた 2019 年度と 2020 年度を見てみよう。この 2 年間の税収合計は 123.7 兆円、これにこの 2 年間の国債発行額 65.2 兆円をプラスすると 188.9 兆円になる。この 2 年間の消費税収入は 40.8 兆円でその占める割合は 21.6%。この期間の社会保障関係費は 69.8 兆円であるから、その 21.6%、15 兆円が消費税収入から充てられた額と見積もれる。また、この期間の国債発行額 65.2 兆円は全歳入に占める割合が 34.5%であり、消費税収入の 21.6%より多く、やはり、社会保障関係費を担っている第一位は国債なのである。

消費税増税と社会保障関係費は全く無関係

以上の検討により言えることは以下の点である。

- ① 消費税が目的的でない全額社会保障関係費に使用されたことはなく、消費税収入はあくまで、一般財源として位置づけられていること。
- ② 消費税が増税され、税収が上がったとしても、それにより、社会保障関係費が大きく増えていないこと。例えば 2013 年度の消費税収入は 10.8 兆円で、8%に引き上げられた 2014 年度の税収は 16 兆円と 5.2 兆円（率にして 48.1%）も増えているのに、社会保障関係費

は1.4兆円（率にして4.81%）しか増えていないこと（表1、2013年、2014年欄参照）。他の増税期も同様で、消費税増税と社会保障費は全く無関係であること。

- ③ 消費税導入以来、社会保障関係費負担の第一位は国債収入であること。第二位は1989年度から2018年度まで所得税であり、2019年度から消費税が第二位に上がったこと。第三位は1989年度～2007年度まで法人税であったが、以後2018年度まで消費税に入れ替わったこと。つまり消費税は四位、三位、二位と順位を上げてきたが、第一位にはなっていないのである。
- ④ 今後、消費税の増税が行われれば、消費税の負担割合は増えるものの、他の税収が存在し、国債発行が行われる限り、消費税が社会保障関係費を100%負担することはありえないこと。つまり、消費税法第一条第2項に違反し続けることになる。逆に、消費税が減税ないし廃止され、法人税など他の税収が大きくなれば、他の税収のウエイトが大きくなるという関係になる。
- ⑤ 結論として言えることは、社会保障関係費は消費税によって維持されてきたわけではないこと。仮に消費税が減税ないし廃止されても他の税収によって維持されるから、心配無用であること。

3 社会保障給付を支えているのは消費税より国民の負担

我々が払っている社会保険料はどうなっているのか

前項では、社会保障関係費を担っている国庫負担のなかで主要な財源は、消費税ではなく国債発行額だと指摘した。だがそれは、あくまで社会保障関係費の国庫負担の中における財源の話であり、我々国民が払っている社会保険料はどうなっているのか、という疑問に答えるものではない。そこで、ここでは社会保障給付は誰が担っているのか分析する。表2は社会保障給付とその財源の関係について、公費負担分と我々国民が負担する社会保険料について累年にわたり比較をしたものである。

表2 社会保障給付額と財源の累年比較

(単位兆円)

年 度	公費負担額 国、地方①	国民負 担額②	②の内 被用者 等負担	②の内 雇用者 負担	その他の 収入③	財源合計 ①+②+③=④	社会保険給 付額 ⑤	備 考
1988 年度	16.2	32.3	15.1	17.1	8.7	57.3	42.4	
1989	15.3	35.1	16.1	18.8	9.0	59.4	45.0	消費税 3%
1990	16.1	39.5	18.5	21.0	9.5	65.2	47.4	
1991	16.9	42.5	20.0	22.5	10.2	69.7	50.3	
1992	18.0	44.3	20.8	23.5	10.3	72.7	54.0	
1993	18.8	45.9	21.6	24.3	10.8	75.6	57.0	
1994	19.4	47.5	22.5	25.0	11.3	78.2	60.7	
1995	20.7	51.2	24.4	26.8	11.7	83.6	64.9	

1996	21.2	52.7	25.2	27.5	11.6	85.6	67.8	
1997	21.6	54.8	26.2	28.6	12.2	88.6	69.7	消費税 5%
1998	21.9	54.9	26.3	28.6	10.9	87.9	72.4	
1999	25.3	54.5	26.1	28.4	16.8	96.7	75.3	
2000	25.1	55.0	26.7	28.3	8.9	89.0	78.3	
2001	26.5	56.1	27.5	28.6	6.4	89.1	81.6	
2002	26.6	55.9	27.5	28.4	3.9	86.4	83.8	
2003	27.5	54.6	27.4	27.2	20.7	102.9	84.5	
2004	28.6	53.7	27.5	26.2	13.8	96.2	86.0	
2005	30.0	54.7	28.3	26.4	30.5	115.9	88.8	
2006	31.1	56.2	29.2	27.0	15.1	103.0	90.6	
2007	32.9	56.8	29.6	27.2	9.6	98.9	93.0	リーマン
2008	33.2	57.4	30.1	27.3	8.4	99.6	95.8	ショック
2009	39.0	56.0	29.3	26.7	24.7	119.7	101.3	年金負担 1/3→1/2 に
2010	40.8	58.4	30.3	28.1	10.3	109.6	105.3	
2011	43.5	60.1	31.0	29.1	12.0	115.7	108.2	
2012	42.7	61.4	32.2	29.2	23.1	127.2	109.0	
2013	43.4	62.9	33.1	29.8	21.0	127.4	110.7	
2014	45.0	65.1	34.2	30.8	27.0	137.2	112.1	消費税 8%
2015	48.2	66.9	35.4	31.5	10.1	125.3	116.8	
2016	49.3	68.8	36.5	32.3	18.2	136.4	118.4	
2017	49.9	70.7	37.3	33.4	20.8	141.2	120.2	
2018	50.4	72.5	38.3	34.2	9.6	132.6	121.5	
2019	48.8	71.5	37.9	33.6	3.4	123.7	123.7	消費税 10%
2020	50.4	73.6	38.9	34.7	2.8	126.8	126.8	

※1 本表は、国立社会保障・人口問題研究所『社会保障用統計・社会保障財源項目別表 6、9、14 表』などにより湖東が作成した。

※2 公費負担欄①は国庫負担額と地方公共団体負担額の合計である。うち、およそ 70%が国庫負担額。

※3 国民負担額②は被用者負担等と雇用者負担の合計額である。②のうち被用者負担等には労働者が負担する保険料のほか、国民保険や後期高齢者の負担する保険料が含まれている。

※4 その他の収入③は、株等の資産運用利益や積立金からの受入れ額である。そのため増減が激しい。

※5 財源額合計④のほうが社会保障給付額⑤より多いのは、財源から管理費や資産運用損失、年金積立金に回す金額があるためである。

※6 2019 年度、20 年度は予算ベースによる。そのため、財源合計と給付額が同額となっている。

公費負担より国民負担がダントツ

表 2 を見てすぐわかることは、社会保障給付の財源は国民負担額（被用者負担と雇用者負担の合計）が常に公費負担額を上回っていることである。しかも表にある 1988 年度から 2002

年度までみると、公費負担は国民負担の2分の1以下という貧弱さであった。2003年度からようやく2分の1を超えるようになり、2009年度から、それまで基礎年金の国庫負担が3分の1だったものを2分の1に引き上げたため、国民負担の70%前後になっているが、依然として今日でも、国民負担が上位にある。つまり、社会保障給付を中心的に担っているのは公費ではなく我々労働者・国民・事業者であるということである。

ここでいう「公費」には、国からのものと都道府県や市町村からのものがあり、併せて個々の社会保障給付に充てられている。たとえば、後期高齢者医療制度の場合、国が12分の4を、都道府県と市町村がそれぞれ12分の1ずつ負担する。この国が負担する12分の4のなかに国債費や消費税などの収支が含まれているのである。残りの12分の6が高齢者の払う保険料である。

公費負担と雇用者負担が低い日本、労働者や庶民の社会保険料負担が重いわけ

表3は社会保障財源の対GDP比をヨーロッパ主要国と比較したものである。日本の公費負担は対GDP比8.9%であるのに対し、イギリスは14.5%、ドイツは10.3%、フランスは11.7%、スウェーデンは16.2%となっており、いずれも日本より大きいことがわかる。

また、国民負担のうち雇用者負担の対GDP比を見ると、日本が6.2%であるのに対し、イギリスが8.2%、ドイツが10.6%、フランスが13.9%、スウェーデンが11.4%、といずれも多い。ところが被用者負担の対GDP比を見ると、日本の6.9%に対し、イギリス3.6%、ドイツ10.6%、フランス6.8%、スウェーデン3.0%となっており、ドイツを除き、日本より低い水準となっている。つまり厚労省の資料によても、日本は総じて被用者負担が多く、雇用者負担と公費負担が少ないという特徴がある。どうりで、我々が給与から引かれる社会保険料や、国民健康保険料、国民年金保険料、高齢者医療保険料等が驚くほど高いわけである。

表3 社会保障財源の対GDP比、ヨーロッパ主要国との比較（単位%）

国名	公費負担割合	雇用者負担割合	被用者負担割合	合計
日本	8.9%	6.2%	6.9%	22.0%
イギリス	14.5%	8.2%	3.6%	26.3%
ドイツ	10.3%	10.6%	9.3%	30.2%
フランス	11.7%	13.9%	6.8%	32.4%
スウェーデン	16.2%	11.4%	3.0%	30.6%

※ いずれの国も2013年度の数値。厚労省2018年作成「社会保障制度等の国際比較について」

に基づき湖東が作表した。

消費税導入、増税期に上がる国民負担

つぎに表2の消費税が導入された1989年度をみてみよう。公費負担は1988年度の16.2兆円から15.3兆円に下がっているが、国民負担は32.3兆円から35.1兆円に2.8兆円も増加しているではないか。また、消費税が3%から5%に引き上げられた1997年度を見てみよう。ここでも公費負担は1996年度の21.2兆円から21.6兆円にわずか4千億円しか増え

ていないにもかかわらず、国民負担のほうは 52.7 兆円から 54.8 兆円に 2.1 兆円も増えているのである。

さらに消費税が 5%から 8%に引き上げられた 2014 年度についても、公費負担の増加分は 2013 年度の 43.4 兆円から 45 兆円に 1.6 兆円増えているが、国民負担はそれより多い 62.9 兆円から 65.1 兆円に 2.2 兆円も増えているのである。

消費税が 8%から 10%に引き上げられた平年度の 2020 年度と 2018 年度を比較してみよう。公費負担は 2018 年度が 50.4 兆円、2020 年度も 50.4 兆円と全く増えていないのに、国民負担は 72.5 兆円から 73.6 兆円に 1.1 兆円増えているのである。なんと、消費税が増税になっても、その増税額が社会保障給付にほとんど回っておらず、国民負担の増加によって賄われているのである。これを見ても、社会保障給付と消費税の関係は薄弱で、財源はむしろ国民負担増で賄われているといつてもよい。

社会保険料は労使折半なのに、なぜ労働者・庶民の負担が大きいのか

もう一点、表 2 の被用者負担等と雇用者負担を比較してみよう。1988 年度から 2002 年度までは雇用者負担のほうが被用者負担等を上回っている。ところが、2003 年度から今日まで、被用者負担等が雇用者負担を上回っているのである。厚生年金や組合健保など社会保険料は労使折半なのに、なぜ被用者負担等が多くなっているのであろうか。その主要な理由は後期高齢者医療保険や国民健康保険のように雇用者負担がない保険料が多くなってきたためと考えられる。

もう一度表 3 を見てみよう。日本の雇用者負担は GDP 比 6.2% であるのに、イギリスは 8.2%、ドイツは 10.6%、フランスは 13.9%、スウェーデンは 11.4% となっており、日本の雇用者負担が著しく低いことが分かる。これは日本の保険料負担が労使折半となっているからである。たとえばフランスでは、雇用者負担は給与の 42% 程度、従業員負担分は給与の 21% 程度と、雇用者負担は従業員負担の 2 倍近い（2020 年 2 月、ジェトロ・パリ事務所の調べ）。日本でも労働保険のように、雇用者負担割合を多く（例えば 70% に）、被用者負担を少なく（例えば 30% に）すべきである。労使折半にこだわる必要はない。

また、基礎年金にしても、現状の国庫負担 2 分の 1、国民負担 2 分の 1 ではなく、国庫負担 4 分の 3、国民負担 4 分の 1 とすべきである。このようにすれば、国民負担はヨーロッパの国々と同水準になり、人々の負担はぐんと少なくなる。

4 消費税増税なしに社会保障費は賄えないという主張に反論する

上に述べたように、消費税は全歳入の一部を構成して社会保障費の一部を負担しているだけであって、消費税がなくとも他の税収が確保されれば、それで充分賄えるのである。なぜ菅首相をはじめとする消費税増税論者は、他の税金の増税を考えず、消費税にしがみつくのであろうか。ここではその主な主張に反論したい。

主張① ヨーロッパや北欧の国々は付加価値税の税率が 20%～25% と高くなっていますが、高負担でも高福祉だからヨーロッパの人々は満足しているのではないでしょうか。

私たちの日本も、病院の窓口負担がゼロになったり、介護施設が無料になり、安心して老後が過ごせるのなら、消費税の税率がヨーロッパや北欧並みの 20%～25%になってしまっていいと思うのですが……

反論菅内閣が「自助、共助」をかけているように、日本の政権与党は福祉国家を目指していない。「全世代型社会保障検討会議」の最終報告は国や企業の負担増を全く論外としており、人々の負担だけを強化するというのである。窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げるというのが、まさに自助、共助の典型的な方向だ。消費税の税率引き上げの目的は法人税や社会保障費の企業負担を限りなくゼロに近づけるため。そのうえ、今まで発行した国債の返済があるから、消費税の増税分はまず借金の返済に充てられるため福祉には回らない。騙されてはいけない。

主張② 人がたくさん生まれ、平均寿命が伸びたことで高齢者が増え、医療、年金、介護の費用がたくさん必要になったのではないですか。これを法人税や所得税で貯めおうとする少ないと少ない現役世代がまいってしまいます。ですから、ヨーロッパのように高齢者を含めた全世代が負担する消費税で貯うのがいいと思うのですが……

反論本来、法人税や所得税は現役世代だけが負担する税金ではない。法人税は利益の大きな企業が利益の大きさに応じて負担するものだし、所得税も年齢に関係なく、所得の大きな人がその大きさに応じて負担するもの。消費税も大雑把に言うと、実際に納税する事業者は事業の粗利益の大きさにしたがって納税する仕組みだから、世代の負担とは無関係。「若い世代が高齢社会の社会保障費負担を担う」というロジックは、高齢者の負担を増やすための口実に過ぎない。

また、ヨーロッパ諸国が高い税率の消費税・付加価値税を導入している本当の理由は社会保障費を貯めうためではない。本当の理由は輸出大企業に輸出還付金を与えるためと、事実上の関税を確保するため。フランスの経済学者トマ・ピケティー氏が 2015 年に来日、講演した際、ピケティー氏は「ヨーロッパの付加価値税の税率が高いのは社会保障費のためですか?」という質問に明快に答えている。「いいえ、社会保障のためではなく、関税を取るためです」と。

主張③ 所得税や法人税を増税しても税収はそんなに増えないのではないか。消費税は導入してから 30 年もたっているわけだし国民の間に定着しています。だからこれ以上消費税の増税は困りますが、減税は無理だと思います。消費税は必要だし、国民は受け入れざるを得ないのではないか。

反論 たしかに所得税や法人税の一部分を見直した程度では大きな税収は得られない。でも「不公平な税制をただす会」が提言しているように、応能負担原則に立ち返って、法人税・所得税・住民税に超過累進税率を適用し、大企業・高額資産家に対する優遇措置を廃止すれば、新たに 43 兆円という大きな税収が得られる。世界の国々の手本となるような公平で近代的な税制にすれば、格差社会はなくなる。消費税は国民生活、中小事業者に多大な影響をもたらしている。定着しているどころか、ますます消費税の悪税ぶりが目立っている。あきらめずに税制の抜本的な見直しのため新しい政権を樹立しなけれ

ばならない。

主張④ 法人税や所得税は景気に左右されて税収の上下が激しいのではないか。それに対し、消費税は景気に左右されず、税収が安定的だといわれています。所得税や法人税は赤字だと税金が取れないけれど、消費税は赤字でも納めなければならないから、安定的な税収が得られるのではないか。事業者は消費者に転嫁するから、事業者が負担するわけではないですね。負担するのは消費者だから、「広く安定してがっぽり取れる」優秀な税金だと思いますが……

反論 消費税は赤字でも納税額が発生するから、膨大な滞納が発生する。事業者は消費税を転嫁するから負担者は消費者で事業者は負担しないというが、消費税は力の強い事業者は転嫁できるが、弱い立場の事業者は転嫁できない。消費税はアメリカの小売売上税のように個々の商品に上乗せするきれいな間接税とは違い、実際には第二法人税といわれるよう直接税的な税金だ。だから膨大な滞納が発生するのだ。そもそも消費税・付加価値税は1950年、シャウプ勧告の際、赤字でも取れる事業税として（直接税として）シャウプ博士が日本で導入しようとした付加価値税と同じ仕組みの税金。「安定して税収がとれる」税金ではなく、中小事業者を奈落の底に突き落とす劣悪な税金なのだ。

5 消費税は社会保障財源にふさわしくない税制

輸出還付金制度がある消費税は社会保障財源にふさわしくない

消費税・付加価値税には輸出免税制度（還付金制度）がある。輸出還付金制度は付加価値税をはじめ導入したフランスで考えられたもので、輸出売上にゼロ税率を適用し、仕入税額控除方式によって輸出企業に還付金を与える仕組みである。アメリカ政府は早くから「輸出還付金制度は付加価値税の仕組みを悪用した輸出補助金であり、そもそも直接税である付加価値税を間接税だと定義しただけでガット協定（現在のWTO）違反を逃れている」と批判し続けている。

フランスは1948年、財界（メーカー）の要求で仕入税額控除方式とゼロ税率による輸出還付金制度を持つ仕組みを考案したのである。目的は輸出企業の保護にあったのであるから、社会保障財源に充てようなどとは全く想えていなかった。フランスの社会保障は国家財政と分離された社会保障金庫（la Sécurité sociale）によって運営されている。同金庫の収入の90%は企業・労働者からの拠出金であり、たばこ税や酒税などが残りの10%を担っているにすぎない。ただ近年、同金庫の赤字が顕著となつたため、国家から補填せざるを得なくなっている。その補填額のなかには付加価値税の税収も含まれているが、付加価値税が社会保障目的に使われているという認識は全くない。

主張⑤の反論でも述べたが、フランスの経済学者トマ・ピケティー氏が「高い税率の付加価値税は社会保障のためにあるのではなく、輸出還付金制度と輸入関税のため、すなわち国境調整のために存在している」と明快に指摘していることを想起すべきである。

他のヨーロッパ諸国もフランスと同様の認識であり、高い税率の付加価値税によって高い福祉が賄われているわけではない。ヨーロッパ諸国の高い税率は日本と比較になら

ない巨額の還付金を輸出企業にもたらしていると同時に、事実上高い関税を取っているのである。還付金のある税制を社会保障に充てることは還付企業が社会保障費を負担しないばかりか、社会保障に名を借りて還付金を受け取ることになる。これは制度としても精神的にも許せないことである。

わが国の財界・日本経団連が社会保障費に充てるため消費税の税率引き上げをせよというが、彼らは社会保障の名目で、さらに巨額の還付金を受け取るとともに、企業の社会保険負担を減らすという二重の利得を得ることになる。財界のわがままを許すことはできない。輸出還付金制度がある消費税が社会保障財源にふさわしくないのは以上の理由である。

弱肉強食の不公平税制である消費税は社会保障財源にふさわしくない

消費税は実質的に人件費・給料に課税される税金であることは意外に知られていない。事業者が消費税を納税する仕組みは、年間売上高に 10%をかけた金額から、年間仕入高等に 10%をかけた金額を差し引いて算出する。仕入高等の等には商品の仕入高のほか、外注費、機械・車両の購入費、修繕費、光熱費、交通費、通信費、工場・店舗の家賃などの経費、派遣人件費が仕入税額控除の対象になる。控除の対象にならないもののうち、大きいのが社員の給料である。裏返してみると、消費税の納税額は年間給料と年間利益の額に 10%をかけた金額になる。利益がマイナスなら、まさに年間給料から赤字を引いた額に 10%をかけた金額が消費税の納税額となる。

したがって、人件費率の高い中小企業と人件費率の低い大企業との負担率を比べれば、明らかに中小企業の消費税負担額の比率は大きくなる。だから消費税の納税額を減らそうと思えば、給料を減らすか、外注・派遣に切り替えればよい。

製造業における大企業の人件費対売上高比率は 10.1%であるのに対し、中小企業の人件費対売上高比率は 29.9%となっている（「経済産業省企業活動基本調査」、「東京都中小企業業種別経営動向調査」による）。さらに、小規模事業である理容・美容・クリーニングなどの生活サービス業（平均従業者数 8 人）における人件費率は 42.7%と高い数値になっている（同調査）。このように、事業者間の消費税負担率は著しく不公平で税負担の逆進性を示している。負担率に不公平がある消費税は社会補償財源にふさわしくない。

さらに、消費税は価格への転嫁義務も、消費者が事業者に預ける義務も法定されていない。事業者は消費税分を預かろうと預かるまいと自己の責任において納税額を計算し、納付しなければならない。転嫁できる経済的強者は納税できるが、経済的弱者は転嫁ができず、納税資金を確保できない。そのうえ、消費税の納税額は決算終了時に確定する仕組みだから、納税資金を預金しておく事業者は極めて少ない。そのため、決算終了後に消費税の納税額を知った事業者は納税資金がなく滞納せざるを得なくなる。滞納税額の新規発生額は税率 8%時代の 2018 年度で 3,520 億円、同年の消費税収 17.7 兆円の 2%にあたり、国税の滞納税金中第一位。また、同年の滞納件数は 52 万件で消費税の課税事業者の 18%にのぼる。

不公平で滞納が多い消費税は社会保障財源に全くふさわしくない。

（2020 年 12 月記述）